

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

◇告 示 字の区域の変更等

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)

土地改良事業の工事の完了

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

土地収用法による事業の認定

◇教 委 告 示 教育委員会の招集

鳥取県指定天然記念物の指定の解除

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の表中鳥取県境港市防災行政連絡所の項の次に次のように加える。

鳥取県東部広域行政管理組合防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
----------------------	-----	------------------

附 則

この規則は、昭和六十年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年十二月一日現在の地番による。）
大字原字深塔	大字原字深塔のうち一七七、二〇三、二〇四の一、二〇四の二、二〇六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六二二の二、一六二三、一六二四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字原字藤森	大字原字深塔一七七、二〇三、二〇四の一、二〇四の二、二〇六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六二二の二、一六二三、一六二四と一体をなす国有地の一部 大字原字藤森山の全域 大字原字宮ノ後の全域 大字原字藤森の全域 大字原字城山五三七の二、五三八の三、五三九の二、五四〇の二、五四一の二及び五四一の二と一体をなす国有地の一部
大字原字城山	大字原字城山のうち五三七の二、五三八の三、五三九の二、五四〇の二、五四一の二及び五四一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字原字藤森山、大字原字宮ノ後

鳥取県告示第千十九号

三朝町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業片柴地区

農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年十二月二十六日から二十七日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業俣野（向水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供

する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月二十六日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十一号

江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業武庫地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月二十六日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
光徳土地改良区 倉吉市	地区再編農業構造改善事業光徳西部（西坪）地区ほ場整備 土地改良総合整備事業（同対策）晩田地区農業用排水、農道整備、区画整理及び農地造成を一体としたもの 単県土地改良事業山口地区ほ場整備	昭和五十八年三月十日 昭和五十九年三月二十八日 昭和五十九年八月二十一日

鳥取県告示第千二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
酒津加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第千二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭町役場駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字清右衛門田内地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和五十九年十二月二十六日（水）午前九時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 現業職員の給与に関する規則の改正について

2 その他

鳥取県教育委員会告示第二十四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十一條第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除する。

昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

中ノ茶屋の一里マツ	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
一本			鳥取市伏野一七七七一	武 田 真 磋 子